

平成 30 年度 第 2 回 医療安全業務監査委員会

日 時：平成 31 年 3 月 4 日（月）16:30～18:45

場 所：兵庫医科大学病院

委員名：委員長 村尾 仁（第 1 号委員：大阪医科大学附属病院 医療安全対策室長）（医師）

委 員 夏住 要一郎（第 2 号委員：色川法律事務所 代表）（弁護士）

委 員 中西 清（第 3 号委員：学校法人兵庫医科大学 監事）（公認会計士）

出席者：難波光義病院長、西 信一副院長（兼医療安全管理部長）

平成 30 年度 第 2 回 監査結果報告書

医療安全業務監査委員会は兵庫医科大学病院医療安全業務監査委員会規程第 2 条に基づき監査を実施しましたので、その方法及び結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査方法

兵庫医科大学病院医療安全業務委員会は、監査指針にあるクリニカル・ガバナンスに重点を置いた監査を実施しました。

監査は、平成 31 年 3 月 4 日に監査委員会より事前提示を求めた資料の確認ならびに病院長と医療安全管理責任者へのヒアリングにより実施しました。

指針に定めたとおり、1) 指定した課題の確認 2) 選定した事故事例の確認という 2 つのアプローチを通じて実施しました。

2. 監査実施事項

監査項目

(1) 指定課題の監査

- ① 重大医療事故発生時のアクションプランを説明してください
(発生直後の初期対応から補償までの流れで、誰がいつどんなアクションをするのか)
- ② 前回監査での指摘事項の確認

(2) 教訓を生んだ事故事例の検討

過去の事故対応において教訓的な事例を御呈示ください。

3. 監査の結果

(1) 指定した課題について

- ① 重大医療事故発生時のアクションプランの監査について
〈指摘事項又は確認できた事項〉
 - a) 重大医療事故後の対応手順が標準化されていない。
 - b) 重大医療事故対応において、再発防止と説明責任を果たすという目標が組織として明確に掲げられていない。

- c) 患者や家族に病院に放置されたと感じさせないという目標が明確に掲げられていない。
 - d) 診療部長には患者に説明責任を果たす一義的役割があることが明確に掲げられていない。
 - e) 病院内の医療事故等検討部会は、事故分析に特化できている。
 - f) 患者からの相談に応じる医療支援センターが設置されている。しかし、重大事故後の患者側と病院側のパイプ役になるという体制が十分でない。
 - g) 患者対応の方針を検討する合議体として医療安全管理委員会とコアメンバー会議が機能している。
 - h) 事故後の患者や家族への説明の在り方についての基本原則が具体的ではない。
 - i) 補償が必要となる可能性が高い場合、顧問弁護士や損害保険会社に事故の詳細を報告し、相談する体制ができている。
- ② 前回監査での指摘事項の対応状況について
〈確認できた事項〉
- a) 病院長の人事権として、診療部長を解任出来るよう明文化された。
 - b) 500万円未満の医療機器については病院長権限で購入決裁ができる。
 - c) インフォームド・コンセントの責任者の任務と権限は未だ明文化されていない。

(2) 教訓を生んだ事象事例の検討について

〈指摘事項又は確認できた事項〉

- a) 典型的な画像所見を呈した肺結核症例の診断が遅れ、保健所からの指導を受けた事例について説明があった。再発防止に向けた具体的対応の説明があり、この事案を病院全体にフィードバックし、肺結核の画像診断への注意喚起が速やかに行われていた。
- b) 直腸癌の肺転移の有無を確認する胸部 CT の読影の際、放射線科の読影医が前回と今回の画像を逆に並べて読影したため、肺転移を見逃した事例について説明があった。
放射線科に読影手順の改善を促すよう指導がなされると共に、被害者には情報開示が行われ、誠意をもって対応すると伝えたとの説明があった。
- c) 未確認の放射線読影レポートには未読が表示されるシステムが電子カルテ上に備わっており、未読レポートは情報センターと連携して部長会で報告する体制が整備されている。
- d) 検査結果の説明漏れを防止する対策として、検査オーダー用紙の下段に「検査結果は必ず主治医からお聞きください」と付けられたことは評価できる。

4. まとめ

重大な医療事故の発生は、病院機能の大きな負荷となりかねない。事故対応の理念が組織として共有していなければ場当たりの対応に終始し信頼を損なうことになり得る。明確な共通理念のもとに一貫した手順（アクションプランなど）が整備され、それに基づいた対応が行われる必要がある。当監査委員会は今回の監査を踏まえ、以下の改善を求める。

— 提 言 —

- 1) 医療事故後の初期対応から補償までの対応手順（アクションプランなど）を標準化すること。
- 2) インフォームド・コンセントの責任者の任務と権限を規定上に明記すること。

以 上

令和元年 5 月 14 日

兵庫医科大学病院医療安全業務監査委員会

委員長 村 尾 仁

委員 夏 住 要 一 郎

委員 中 西 清